第 3379 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年10月19日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 役員と労働保険

Q：役員は原則的に労働保険に加入できないそうですが、使用人兼務役員も同じですか？

A：使用人部分の給与が役員部分の給与を上回っている場合は、雇用保険に加入できると思われます。

【解説】

労働保険には、雇用保険と労災保険がありますが、役員の適用は、次のようになっています。

① 雇用保険

一般的な役員は雇用保険に加入できないが、役員と同時に部長、支店長、工場長などの従業員としての身分を有する者については、報酬支払の面からみて労働者性格の強いものであって、雇用関係があると認められるものに限り被保険者になるとされ、報酬支払の面からみて労働者性格の強いものとは一般的に、使用人部分の給与が役員部分の給与を上回っている場合をいうとされています。したがって、これを満たす使用人兼務役員であれば加入することができるものと思われます。

② 労災保険

労災保険では、役員であっても、事実上、業務執行権を有する役員等の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対価として賃金を受けている者は適用対象になるとされています。したがって、この要件を満たす使用人兼務役員であれば、加入することができるものと思われます。